すこやか大阪２１（第３次）推進会議開催要綱

（目的）

第１条　市民の生涯を通した健康の実現を目指し、市民一人ひとりの主体的な健康づくり活動を関係機関、関係団体、行政等が協働して支援し、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21（第３次）」を推進するため、意見を聴取することを目的として、すこやか大阪21（第３次）推進会議（以下「会議」という。）を開催する。

（聴取事項）

第２条　会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1)　「すこやか大阪21（第３次）」の普及啓発に関すること

(2)　「すこやか大阪21（第３次）」の支援体制に関すること

(3)　地域・職域連携の推進に関すること

(4)　その他「すこやか大阪21（第３次）」の推進に関すること

（会議のメンバー）

第３条 会議のメンバーは、学識経験者、医療関係者、保健関係者、公募により選考された市民その他健康局長が適当と認める者のうちから健康局長が委嘱する。

２　メンバーの任期は令和10年９月24日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　前項に掲げる公募の方法は、別に定める。

（座長）

第４条　会議に座長を置き、メンバーの互選によりこれを定める。

２　座長は、会議の議事を進行する。

３　座長に事故がある場合には、あらかじめ座長の指名するメンバーがその職務を代理する。

（開催期間）

第５条　会議の開催期限は、令和10年９月24日までとする。

（施行の細目）

第６条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この要綱は、令和６年６月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年９月25日から施行する。